御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する手続要領

制　　定　平成 26 年１月 10 日
最近改正　令和 8 年 9 月 1 日

（目的）

第１条　この要領は、御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく協議、申出及び図書の提出を行う場合の手続き等に関して必要な手続きを以下のように定める。

（建築計画デザイン協議の必要書類）

第２条　要綱第２条に規定する事業者（以下「事業者」という。）は要綱第６条第１項に規定する建築計画デザイン協議（以下「建築計画デザイン協議」という。）の申出をしようとする際、別記第１号様式によるデザイン協議申出書（建築計画）を市長に提出しなければならない。

２　前項に規定するデザイン協議申出書（建築計画）には、次の表に掲げる図書を添えなければならない。ただし、建築計画デザイン協議を行う上で添付する必要がないと市長が認める図書はこの限りでない。また、次の表に掲げる図書によっては要綱第６条第３項の申出に係る行為の内容を適切に表示できないと市長が認める場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に代えることができる。

図書の種類	明示事項等
事業趣旨書	にぎわいづくりの方針、建築物外観の形態・意匠の方針、建築概要、 【要綱第 2 条に規定する居住施設（以下、「居住施設」という。）を建築する場合】居住施設の管理・運営等の方針
御堂筋デザインガイドライン（御堂筋本町北地区）に係る建築計画・詳細計画説明書 又は、 御堂筋デザインガイドライン（御堂筋本町南地区）に係る建築計画・詳細計画説明書	【御堂筋本町北地区地区計画の区域内】別記第２号様式 【御堂筋本町南地区地区計画の区域内】別記第３号様式
付近見取図	縮尺（1/2500 以上）、方位、道路、計画地、目標となる地物

	等を記載すること。
配置図兼１階平面図	縮尺（1/200 以上）、方位、敷地の境界・寸法、敷地内の建築物の位置、間取り、外壁の後退距離、外壁後退部分の形態・意匠、植栽等、舗装の仕上げ材料、１階部分の建物用途
２階平面図（にぎわい施設が３階までの場合は２階及び３階平面図）	縮尺（1/200 以上）、方位、間取り、２階（にぎわい施設が３階までの場合は２階及び３階）部分の建物用途
各階平面図	縮尺（1/600 以上）、方位、用途
各面立面図 （彩色を施したもの）	縮尺（1/200 以上）、敷地境界線、外壁の仕上げ材料、外壁の意匠
断面図	縮尺（1/200 以上）、建築物の高さ、御堂筋に面する外壁部分の高さ、外壁の後退距離、階高
透視図 （彩色を施したもの）	建築物全体の外観透視図（街区単位）、建築物の低層部の外観透視図、 【御堂筋本町北地区内の御堂筋に面する敷地】淀屋橋から本町の間における現況の御堂筋沿道のまちなみを表現した透視図（CAD 等で作成したもの）に外観透視図を合成したもの。
委任状	【手続き等に関して、代理人を委任する場合】委任状
その他（市長が必要と認める図書）	市長が必要と認める内容

３　要綱第 22 条に規定する御堂筋デザイン会議（以下「御堂筋デザイン会議」という。）を開催し、要綱第９条に基づき意見を聴く場合、事業者は、前２項に定める図書を、御堂筋デザイン会議の開催日を除く７日以上前（当該日が閉庁日の場合は、その前開庁日）までに提出しなければならない。

４　市長は別記第４号様式により、要綱第９条第２項に基づく通知を行うものとする。

（建築計画デザイン協議成立時の必要書類）

第３条　要綱第 12 条に規定するところによる建築計画デザイン協議の成立の際、事業者は、別記第５号様式によるデザイン協議成立書（建築計画）を市長に提出しなければならない。

２　前項に規定するデザイン協議成立書（建築計画）には、前条第２項の表に掲げる図書及び別記第６号様式による誓約書のうち、市長が必要と認める図書を添えなければならない。

３　要綱第９条に基づき御堂筋デザイン会議を開催し、意見を聴いた場合には、前項に規定

する図書に加えて、前条第４項に定める別記第４号様式によるデザイン協議（建築計画）に係る見解通知書及び第９条に定める別記第８号様式によるデザイン協議（建築計画）に係る見解に対する回答書を添えなければならない。

（詳細計画デザイン協議の必要書類）

第４条　事業者は、要綱第６条第２項に規定する詳細計画デザイン協議（以下「詳細計画デザイン協議」という。）の申出をしようとする際、別記第１号様式によるデザイン協議申出書（詳細計画）を市長に提出しなければならない。

２　前項に規定するデザイン協議申出書（詳細計画）には、次の表に掲げる図書を添えなければならない。ただし、詳細計画デザイン協議を行う上で添付する必要がないと市長が認める図書はこの限りでない。また、次の表に掲げる図書によっては要綱第６条第３項の申出に係る行為の内容を適切に表示できないと市長が認める場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に代えることができる。

図書の種類	明示事項等
付近見取図	縮尺（1/2500 以上）、方位、道路、目標となる地物等を記載すること。
建築概要書	建築概要
御堂筋デザインガイドライン（御堂筋本町北地区）に係る建築計画・詳細計画説明書 又は、 御堂筋デザインガイドライン（御堂筋本町南地区）に係る建築計画・詳細計画説明書	【御堂筋本町北地区地区計画の区域内】別記第２号様式 【御堂筋本町南地区地区計画の区域内】別記第３号様式
配置図兼１階平面図	縮尺（1/200 以上）、方位、敷地の境界・寸法、敷地内の建築物の位置、外壁の後退距離、外壁後退部分の形態・意匠、植栽及び広告物の位置、舗装の仕上げ材料、１階部分の建物用途の具体的な内容
２階平面図（にぎわい施設が３階までの場合は２階及び３階平面図）	縮尺（1/200 以上）、方位、広告物の位置、２階（にぎわい施設が３階までの場合は２階及び３階）部分の建物用途の具体的な内容
各階平面図	縮尺（1/200 以上）、方位、用途
各面立面図	縮尺（1/200 以上）、敷地境界線、外壁の仕上げ材料、外壁

（彩色を施したもの）	の意匠、広告物の位置及び形状
断面図	縮尺（1/200 以上）、建築物の高さ、御堂筋に面する外壁部分の高さ、外壁の後退距離、階高
広告物意匠図	広告物の表示面積、広告物の仕上げ材料及び色
透視図 （彩色を施したもの）	建築物全体の外観透視図（街区単位）、建築物の低層部の外観透視図
居住施設の概要	【居住施設を建築する場合】居住施設の管理・運営の具体的な内容
委任状	【手続き等に関して、代理人を委任する場合】委任状
その他（市長が必要と認める図書）	市長が必要と認める内容

３　要綱第 10 条に基づき御堂筋デザイン会議を開催し、意見を聴く場合、事業者は、前２項に定める図書を、御堂筋デザイン会議の開催日を除く７日以上前（当該日が閉庁日の場合は、その前開庁日）までに提出しなければならない。

４　市長は別記第４号様式により、要綱第 10 条第２項に基づく通知を行うものとする。

（詳細計画デザイン協議成立時の必要書類）

第５条　要綱第 12 条に規定するところによる詳細計画デザイン協議の成立の際、事業者は、別記第５号様式によるデザイン協議成立書（詳細計画）を市長に提出しなければならない。

２　前項に規定するデザイン協議成立書（詳細計画）には、前条第２項に定める図書を添えなければならない。

３　要綱第 10 条に基づき御堂筋デザイン会議を開催し、意見を聴いた場合には、前項に規定する図書に加えて、前条第４項に定める別記第４号様式によるデザイン協議（詳細計画）に係る見解通知書及び第９条に定める別記第８号様式によるデザイン協議（詳細計画）に係る見解に対する回答書を添えなければならない。

（意匠計画デザイン協議の必要書類）

第６条　事業者は、要綱第 11 条第１項に規定する意匠計画デザイン協議（以下「意匠計画デザイン協議」という。）の申出をしようとする際、別記第１号様式によるデザイン協議申出書（意匠計画）を市長に提出しなければならない。

２　前項に規定するデザイン協議申出書（意匠計画）には、次の表に掲げる図書を添えなければならない。ただし、これらの図書によっては要綱第 11 条２項の申出に係る行為の内容を適切に表示できないと市長が認める場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に代えることができる。

（１）道路に面する外観の模様替、外構の模様替をする場合

図書の種類	明示事項等
付近見取図	縮尺（1/2500 以上）、方位、道路、目標となる地物等を記載すること。
立面図（彩色を施したもの）（外観・外構の模様替を行う部分）	縮尺（1/200 以上）、外壁の仕上げ材料、外壁の意匠、広告物の位置及び形状
委任状	【手続き等に関して、代理人を委任する場合】委任状
その他（市長が必要と認める図書）	市長が必要と認める内容

（２）用途変更、大規模の修繕又は大規模な模様替をする場合

図書の種類	明示事項等
付近見取図	縮尺（1/2500 以上）、方位、道路、目標となる地物等を記載すること。
配置図兼平面図（変更を行う部分）	縮尺（1/200 以上）、方位、用途
立面図（彩色を施したもの）（変更を行う部分）	縮尺（1/200 以上）、外壁の仕上げ材料、外壁の意匠、広告物の位置及び形状
委任状	【手続き等に関して、代理人を委任する場合】委任状
その他（市長が必要と認める図書）	市長が必要と認める内容

（３）屋外広告物の設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合

図書の種類	明示事項等
付近見取図	縮尺（1/2500 以上）、方位、道路、目標となる地物等を記載すること。
配置図	縮尺（1/1000 以上）方位、広告物の配置位置を示したもの
立面図	縮尺（1/200 以上）、立面図に広告物の設置位置を示したもの
広告物意匠図	広告物の表示面積、広告物の仕上げ材料及び色彩
委任状	【手続き等に関して、代理人を委任する場合】委任状
その他（市長が必要と認める図書）	市長が必要と認める内容

３　要綱第 11 条第３項に基づき御堂筋デザイン会議を開催し、意見を聴く場合、事業者は、前２項に定める図書を、御堂筋デザイン会議の開催日を除く７日以上前（当該日が閉庁日の場合は、その前開庁日）までに提出しなければならない。

４　市長は別記第４号様式により、要綱第 11 条第４項に基づく通知を行うものとする。

（意匠計画デザイン協議成立時の必要書類）

第７条　要綱第 12 条に規定するところによる意匠計画デザイン協議の成立の際、事業者は、別記第５号様式によるデザイン協議成立書（意匠計画）を市長に提出しなければならない。

２　前項に規定するデザイン協議成立書（意匠計画）には、前条第２項に定める図書を添えなければならない。

３　要綱第 11 条第３項に基づき御堂筋デザイン会議を開催し、意見を聴いた場合には、前項に規定する図書に加えて、前条第４項に定める別記第４号様式によるデザイン協議（意匠計画）に係る見解通知書及び第９条に定める別記第８号様式によるデザイン協議（意匠計画）に係る見解に対する回答書を添えなければならない。

（変更協議の必要書類）

第８条　事業者は、要綱第 13 条に規定する変更協議（以下「変更協議」という。）の届け出をする際、別記第７号様式によるデザイン協議変更届出書を市長に提出しなければならない。

２　前項に規定するデザイン協議変更届出書には、第２条第２項、第４条第２項、及び第６条第２項に掲げる添付図書のうち、当該変更に係るものの変更前と変更後の図書を添えなければならない。

（回答書）

第９条　事業者は、要綱第９条第３項、要綱第 10 条第３項、及び要綱第 11 条第５項に規定する見解に対する回答として、別記第８号様式によるデザイン協議に係る見解に対する回答書を市長に提出しなければならない。

２　事業者は前項に定めるもののほか、市長が必要と認めるときは、その求めに応じ、市長が必要と認める内容の図書を提出しなければならない。

（事業者の名義変更）

第 10 条　工事完了報告の前に事業者の変更が生じる場合には、変更後の事業者は、要綱第 16 条に規定する事業者の名義変更の届出として、別記第９号様式による事業者の名義変更届を速やかに市長に提出しなければならない。

（工事の取り止め）

第 11 条　事業者は、要綱第 17 条に規定する工事又は計画を取り止める場合、別記第 10 号様式による工事取止め届を市長に提出しなければならない。

（工事完了報告）

第 12 条　事業者は、要綱第 18 条に規定する工事完了の届出として、工事が完了した日から 14 日以内に、別記第 11 号様式による工事完了届を市長に届け出なければならない。

２　前項の工事完了届には、建築物等の外観（全ぼう及び周辺が入ったもの）及び敷地内の状況がわかるカラー完成写真（撮影日時を記入したもの）を添付しなければならない。

３　居住施設を建築する事業者は、第１項の規定により工事完了届を市長に提出する際、前項に規定する図書に加えて、運営規約及び管理規約又はそれに類するものを市長に提出しなければならない。

４　事業者は、第１項から第３項に定めるもののほか、市長が必要と認めるときは、その求めに応じ、市長が必要と認める内容の図書を提出しなければならない。

（維持管理）

第 13 条　事業者は、要綱第 19 条第２項に基づき報告を行う際、市長が必要と認める内容の図書を提出しなければならない。

（実績報告）

第 14 条　要綱第 20 条の規定に基づく報告は、次に掲げる実績報告書を３年に１度以上、市長に提出して行うものとする。

（１）実績報告書（居住施設）（別記第 12 号様式による）

（２）運営規約及び管理規約又はそれに類するもの

（３）その他、市長が必要と認めるもの

（実施の細目）

第 15 条　この要領の施行に関して必要な事項は、計画調整局長が定める。

附　則

この要綱は、平成 26 年１月 10 日から実施する。

附　則

この要領は、令和元年 5 月 31 日から実施する。

附　則

１　この要領は、令和３年４月１日から実施する。

２　この要領の施行の際現に存するこの要領による改正前の御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する手続要領第１号様式及び第５号様式から第 12 号様式までの規定によ

る用紙は、この要領による改正後の御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する手続要領の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則

この要領は、令和３年 11 月１日から実施する。

附　則

この要領は、令和８年９月１日から実施する。